## 小田原市地域センター条例の一部改正に対する市民意見の募集結果について

#### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市地域センター条例の一部改正		
政策等の案の公表の日	平成30年4月13日(金)		
意見提出期間	平成30年4月13日(金)から		
	平成30年5月14日(月)まで		
市民への周知方法	意見募集要項の配布		
	(市内公共施設、ホームページ、地域政策課窓口)		

## 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意	見数 (意見提出者数)	12件	(1人)
	インターネット	1人	
	ファクシミリ	0人	
	郵送	0人	
	直接持参	0人	
無	対な意見提出	0人	

# 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。 〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
В	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
С	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他(質問など)	1 2

#### 〈具体的な内容〉

(1)使用日数及び料金設定に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	平成29年度の開館日のう	D	平成29年度の開館日のうち、使用されたの
	ち、集会室101が使用され		は304日中、292日です。
	たのは何日か。		

2	平成29年度の開館日のう	D	304日中、226日です。
	ち、集会室201が使用され		
	たのは何日か。		
3	平成29年度の開館日のう	D	304日中、263日です。
	ち、集会室202が使用され		
	たのは何日か。		
4	平成29年度の開館日のう	D	304日中、280日です。
	ち、集会室203が使用され		
	たのは何日か。		
5	平成29年度の開館日のう	D	304日中、286日です。
	ち、集会室204が使用され		
	たのは何日か。		
6	平成29年度の開館日のう	D	304日中、270日です。
	ち、集会室205が使用され		
	たのは何日か。		
7	平成29年度の開館日のう	D	304日中、274日です。
	ち、和の部屋1が使用された		
	のは何日か。		
8	平成29年度の開館日のう	D	304日中、295日です。
	ち、和の部屋2が使用された		
	のは何日か。		
9	平成29年度の開館日のう	D	304日中、179日です。
	ち、美の創作室が使用された		
	のは何日か。		
10	平成29年度の開館日のう	D	304日中、263日です。
	ち、集会室301が使用され		
	たのは何日か。		
11	(仮称) 集会室206の使用	D	午前(9:00~12:00)400円、午後(13:00~
	料はいくらか。		17:00) 5 0 0円、夜間(18:00~21:30) 5 0 0
			円を予定しています。

# (2)施設の活用について

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	地方自治法第238条の4第	D	(仮称) 集会室206と同規模の、集会室
	2項第4号による活用は考え		101の稼働率が高いことから、(仮称)集
	ていないか。		会室206の需要も高いと見込まれます。
			このため、地方自治法第238条の4第2

項第4号の、行政財産のうちその床面積又は
敷地に余裕がある場合とはならないと考えま
す。

#### 【参考】

#### 地方自治法 抜粋

(行政財産の管理及び処分)

第二三八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与、 出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

- <u>2</u> 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
- 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。
- 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して 所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合
- 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。) についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)。
- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の 用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、 又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことが できる。

### 地方自治法施行令 抜粋

第八節 財 産

第一款 公有財産

(行政財産である土地を貸し付けることができる堅固な工作物)

第一六九条 地方自治法第二百三十八条の四第二項第一号に規定する政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物は、鉄骨造、コンクリート造、石造、れんが造その他これらに類する構造の土地に定着する工作物とする。

(行政財産である土地を貸し付けることができる法人)

第一六九条の二 地方自治法第二百三十八条の四第二項第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 特別の法律により設立された法人で国又は普通地方公共団体において出資しているもののうち、総務大臣が指定する もの
- 二 港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人並びに普通地方公共団体が資本金、 基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに及び株式会社
- 三 公共団体又は公共的団体で法人格を有するもののうち、当該普通地方公共団体が行う事務と密接な関係を有する事業 を行うもの
- 四 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び 地方公務員共済組合連合会

(行政財産である庁舎等を貸し付けることができる場合)

第一六九条の三 地方自治法第二百三十八条の四第二項第四号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する庁舎等の 床面積又は敷地のうち、当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実で あると見込まれる部分以外の部分がある場合とする。